

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月11日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年霧島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第109条の8の規定により読み替えて適用される同施行令第109条の7第2項に規定する作成単価をいう。）」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規

定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される霧島市議会議員及び霧島市長の選挙において適用し、同日の前日までにその期日を告示された霧島市議会議員及び霧島市長の選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、本市もこれに準じて当該限度額について、本条例の所要の改正をしようとするものである。